地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年8月21日

横浜市契約事務受任者 環境創造局長 小林 正幸

- 契約の概要
  栄区内市有緑地緊急応急措置工事
- 2 履行(納品)場所 横浜市栄区内
- 3 契約日令和2年4月22日
- 4 履行日又は履行期間 令和2年4月22日から令和2年7月31日まで
- 5 契約金額 6,127,000 円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)石井造園株式会社 代表取締役 石井 直樹 所在地:横浜市栄区笠間4-11-5
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和2年4月18日の大雨災により、栄区の上郷・中野特別緑地保全地区、飯島町特別緑地保全地区、鍛冶ケ谷市民の森において土砂崩落等が発生しました。

これらの市有緑地はいずれも道路や民地駐車場に隣接しており、再び大雨や台風が来ると、隣接地に被害を及ぼす可能性が高い状況でした。そのため、法面処理や予防保全的な樹木管理について早急な対応が必要となり、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

災害協力業者リストの中に記載があり、過去の業務経験から当該地を熟知しており、 必要な資機材や人材等を確保でき迅速に対応できる「石井造園株式会社」を選定しま した。

9 所管課

環境創造局緑地保全推進課